

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）培養）	胚移植					妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲	
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行なう場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行なう場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 （自然周期で行なう場合もあり）	胚移植			黄体期補充療法
治療区分 平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施※1												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了※2												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、 または状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止※3												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止※3												

- ※1 B:「採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なう」との主治医の当初からの治療方針に基づく治療を行なった場合。
主治医の治療方針が「数周期の間をあけて患者の体調回復を待ち、胚移植を実施する」という方針である場合は、治療継続中とみなし、Bに当たります。
- ※2 D:原則、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断し、治療終了とする場合。この場合、治療終了日は、「主治医が治療終了を決定した日」です。
その他、1回の治療期間・申請時期について疑問のある場合は、各区役所の窓口にご相談ください。
- ※3 G,H:特定不妊治療の一環として採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、
男性不妊治療のみ助成の対象となります。